

麻生家文書資料紹介(その三) : 穂波郡目尾村における麻生太吉の石炭採掘に関する明治四年の資料

今野, 孝
麻生セメント本社社史資料室

<https://doi.org/10.15017/13639>

出版情報 : エネルギー史研究 : 石炭を中心として. 7, pp.126-130, 1976-10-15. エネルギー史研究会
バージョン :
権利関係 :

麻生家文書資料紹介（その三）

——穂波郡目尾村における麻生太吉の石炭採掘に関する明治四年の資料——

今野孝

麻生家がすでに幕末において石炭採掘に関係していたことは、秀村選三教授の「麻生家の古文書」（『麻生百年史』所収）において明らかにされたところである。しかしこの頃の麻生家は農業経営を中心にしていたのであり、石炭坑業への本格的な進出は明治期、麻生太吉の代からである。

ところで、麻生太吉がはじめて石炭採掘に着手したのは明治五年であつたとされていた¹⁾。太吉自身、「私が最初石炭鉱業に指を染めたのは明治五年で、恰度十六歳の時であつたと思ふ、四人で組合を組織して目尾炭坑を開坑したのである」（「私の創業時代」『石炭時報』大正十五年四月）と述べている。目尾での採掘の資料は残されていなくと思われていたので、おそらくはこの太吉の言葉によって「明治五年」とされていたものとみられる。

ところが、麻生家文書を整理していくなかで、目尾での採掘に関する資料が数点みつかった。さらに注目すべきは、これらの資料によればすでに明治四年に麻生太吉が目尾村の山元であつたことが判明したのである。明治五年というのは太吉の記憶違いであろうか。

因みに、麻生太吉は安政四年七月七日生れ、明治五年に十六才（数え年）で元服してそれまでの幼名霧次郎から太吉に改名したとされている。明治四年七月の資料に「太吉」、また同十月に「霧次郎」とありこの点に疑問がのこるが、麻生霧次郎（後の麻生太吉）が明治四年

に目尾村の山元とされていたことは間違いないようである。

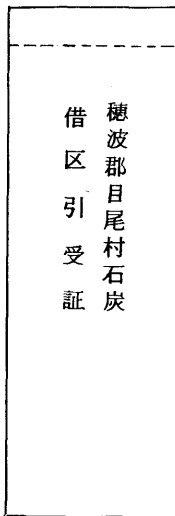
（資料一）は明治四年七月のものであるが、麻生太吉となっている。

この資料は四人の山元と目尾村との間で村益はかについて定めたものである。資料自体は一紙（24×76cm）であるが、太吉の自筆で「穂波郡目尾村借区引受証」と書かれた紙袋に入っている。「借区」という語から、この袋が後になって作られたものであることは明らかである。

（資料二）は焚石会所からの前借金を記したものであるが、明治四年未十月に目尾村山元麻生霧次郎と記されている。

（資料三）は目尾村での霧次郎の採掘における収支をうかがえる資料であるが、おそらくはその見積りであつたと思われる。資料は長帳の一丁分の紙（12×33cm）に記されている。

（資料一）



袋（30×12cm）

約定書之事

一、当村焚石上中下共ニ左之村益定ニテ□銀被御申合御掘方御頼申候、
右ニ付御田畠御山道橋其外破損いたし候テも聊相談筋不仕候、勿論
田畠御山古野山何方え口御打被成掘方ニ相成候テも相障不申候、併
シ是迄主有ヶ所ハ指除ヶ可申候、

一、銀預貳拾四文

右ハ村益御通帳付百斤分

一、同 拾文

右ハ御田畠古野山之内掘方分請持主被相從分御通帳前

一、同 五文

右同断之内舞穿出来候分仕戻シ請負分

一、春田老反年貢 八俵宛

一、春田老反年貢 四俵宛

一、畠作老反年貢 四俵宛

一、春畠老反年貢 三俵宛

一、此節掘方ニテ田畠損シ候分ハ一連ハ元之作ニ相成候様仕戻シ可被成
候、

一、是迄又右衛門和右衛門掘方致来候分ハ是迄之村益ニテ掘方致させ可
申候、

一、掘方中々掘仕舞三拾日之間ニ舞穿仕戻夫ハ村中半分山元中半分ニテ
致候事、

右之通ニテ当村焚石掘方相頼候ニ付御勝手ニ御掘方可被成候、依テ

為後年約定書如件、

目尾村

百姓中 ㊦

同村 組頭□中 ㊦

同村 組頭中 ㊦

同村庄屋

山本陽平 ㊦

明次四歳未七月

麻生 太吉 殿

同 藤十郎 殿

浅野又右衛門 殿

福間和右衛門 殿

〔麻生家文書資料番号 各坑1〕

(資料二)

明治四年

未十月

目尾村山元

麻生 龜次郎 ㊦

穂波郡目尾村焚石大塊掘方仕入金前借御請申上ル間通帳

焚石御会所

(36 × 12 cm)

一銀預五百七拾六貫目

右ハ大塊焚石仕入金

御前借借状帳前

内

八月

(朱)「正三千〆分」

四千三百式拾貫文

右内場相渡ス

十月四日

(朱)「七千式拾貫分」

老万八拾貫文

右同断

十一月廿七日

老万八拾貫文

右同断

十一月十九日

七千式百貫文

右同断石井

小竹ニおいて相渡ス

(麻生家文書資料番号 庄屋B-32)

(資料三)

目尾村

竊次郎

未七月十九日、十一月十四日迄

一、日役六千九百人

代錢老万七千式廿式貫文

老人ニ付式貫五文

石炭四百万斤

但老万斤ニ付

四拾三貫百廿五文

仕操賃
日役錢

同廿八貫文

掘子賃錢

日役式千七百四十四人 式貫五文宛

一日四十九人

十一月十四日申正月十一日迄

同十七貫百五十文 水錢

同四貫五百文 地床代

同老貫式百文 村備

同老貫六百文 山棟梁

同三貫八百文 岡出し

同式貫文 山川かんば

同式貫文 積方岡入

〆百三貫三百七十五文

内

錢七百七十文

壹万斤 代七十七貫文

〆廿六貫三百七十五文 不足

〔麻生家文書資料番号 明A-140の1〕

これらの資料から、麻生太吉は明治四年には目尾村で石炭採掘事業に着手していたとみてよいであろう。さらに(資料一)によれば、すでに明治四年の七月以前から目尾村で石炭を採掘していた浅野又右衛門・福岡和右衛門の兩名に麻生太吉と麻生藤十郎⁽²⁾が加わったことがわかる。太吉自身の「四人で組合を組織して」という言葉とも一応の符合をみることができよう。(資料二)の前借金と(資料三)との関連は定かではないが、ここには掲出しなかったが「手形之事」⁽³⁾(三枚)によれば、申(明治五年)二月廿八日、三月廿四日、三月廿五日にも目尾村山元龜次郎は焚石会所から銀垣でそれぞれ四百七拾貫文、九百貫文、貳百貫文を「焚石代錢之内御前借」している。一方(資料三)によれば龜次郎は明治四年七月十九日より開坑に着手し十一月十四日から翌年一月十一日まで四百万斤の石炭を採掘することになっていた。この資料の計算によれば、開坑と実際の採掘および積下げまでにかかる諸費用は、一万斤に付百三貫三百七十五文であり、会所の買上価格の七十七貫文では廿文貫三百七十五文の不足となることを示している。諸費用のうちの主なものが全体に占める割合は仕操費・日役錢の四一・七%、堀子賃錢二七・一%、そして水錢⁽⁴⁾の一六・六%であった。ところで何故麻生太吉が穂波郡の目尾村で石炭の採掘を行なったかを明らかにする資料はないが、明治三年六月から父の麻生賀郎(立岩

触口役)が穂波郡飯塚触三十三ヶ村を触下においていたことと無関係ではないようである。「穂波郡目尾村庄屋組頭乍恐御願申上ル口上覚」⁽⁵⁾によると、飯塚触の村々は慶応二年以来凶作に苦しんでいたようであるが、明治三年には触下の各村は豊作に恵まれた中で目尾村のみ一村、養水切れのために不作であったようである。そこで明治四年の五月に「先年取残焚石丁場」をもとの山元三人に掘らせることにし「御益錢之内八拾文御救渡被仰付」よう願ひ出ている。

かかる事情を知っていた触口役の賀郎が、村救の目的で麻生太吉に目尾村での石炭採掘をさせたとは考えられないだろうか。

(資料一)の約定書で村益についてかなり厳密に取きめながらも「当村焚石掘方相頼候ニ付、御勝手ニ御掘方可被成候」あるいは、「御田島御山道橋其外破損いたし候テも聊相談筋不仕候」などとしていることから推察できるし、同時に太吉が袋に「借区引受証」と記していることからもうかがえる。

(1) これまで、麻生太吉に関する資料としては「麻生太吉伝」(泉彦蔵、麻生太吉伝刊行会、昭和九年)および「麻生太吉翁伝」(麻生太吉翁伝刊行会、昭和十年)が多くの記述に引用されている。前者は九水・九軌をその刊行会の母体とし、後者は麻生商店である。両書の内容については今後の資料の調査によって訂正されることも少なくないと思われるが、両者間にも大きな相違がある。両書の年譜から明治五年・十四年を炭坑関係のみをぬき出すと次のようになる。

年 月	麻生 太吉 伝	麻生 太吉 翁 伝
明治五年 一	父賀郎氏、目尾御用炭山採掘ニ関係ス	目尾御用山ヲ他ノ三氏ト共同ニテ採掘初メテ石炭鉱山事業ニ着手ス
六年 一	賀郎氏、志隈有井開ヶ谷鉱区ニ関係ス	忠隈山王谷ニテ採炭ス
十月		有井山ヲ他ノ二名ト共同ニテ採炭ス
十一月		有井開ヶ谷坑ヲ某氏ト共同ニテ採炭ス
十年九月	賀郎氏、有井開ヶ谷坑ニ共同ニテ採炭従事	
十二月 一	賀郎氏、有井泉ヶ谷坑ニ関係ス	有井泉ヶ谷坑ヲ某氏ト共同ニテ採炭ス
十三年四月	賀郎氏、鯉田浦田坑及寺ヶ坂坑採掘ニ関係ス。翁之ヲ佐ク	鯉田浦田坑及寺ヶ坂坑ヲ他ノ二氏ト共同ニテ採炭ス
八月	父賀郎氏ト共ニ、翁、綱分燧石坑開鑿ニ従事ス。	綱分燧石坑ヲ採炭ス
十月	平恒燧石山ニ関係ス。	平恒燧石山ヲ他ノ二氏ト共同ニテ採炭ス
十四年 一	父ト共ニ嘉麻社ヲ組織シ、綱分燧石坑ヲ組合経営トス 賀郎氏、有井下笠松坑及泉鳥羽坑ニ関係ス。	

最大の相違は、太吉の石炭採掘について「麻生太吉伝」が明治十四年に「賀郎氏の指揮の下に綱分燧石坑を開鑿し、炭業の第一歩を起した」としており、それ以前を賀郎の事業としていることである。確かに賀郎の後見はあったと思われるが有井・鯉田・平恒の資料

等にも太吉の名がでており、これらをすべて賀郎の事業とするのは疑問がある。

(2) 麻生太吉との関係については不明。あるいは従兄弟にあたる人か。

(3) 麻生家文書資料番号 明 A 140 の 4

(4) 排水にかかる費用。諸費用のうち仕操費・日役銭についてはこれを起業費として除いて計算すれば、堀子賃銭が四六・四％、水銭は二八・四％となる。

また麻生太吉は前掲「私の創業時代」のなかで目尾での排水について次のように述べている。

「其辺の浅い炭層は既に採掘され尽していたから、我々は勢ひ深い所の炭層を採掘せねばならなかった。それで二段坪と称して二重に堅坑を穿ち、各刻木を立て、坑内の水を深い坪から浅い坪へと汲揚げて地表に排水したので、其最下部からは十四五段汲位となり、勢ひ溜水の多い段は二人掛り位で汲揚げねばならなかった。併し之れでも此頃では稀に見る大規模の計画であって、四辺から驚異の眼を以て見られて居たものである。」

(5) 麻生家文書資料番号 明 B 1 未整理